

【第1問】

《問1》 3

遺族基礎年金は、国民年金の被保険者などが死亡したとき、18歳到達年度末日（3月31日）までの子のある配偶者または子に支給される。遺族基礎年金の年金額（2019年度価額）は、配偶者が受給する場合、780,100円＋子の加算額（子1人につき224,500円、3人目からは1人につき74,800円）となる。本問において、18歳到達年度末日までにある子は2人であるため、計算式は次のとおり。

$$780,100円 + 224,500円 + 224,500円 = 1,229,100円$$

《問2》 2

1) 不適切

遺族厚生年金は、厚生年金保険の被保険者等が死亡した場合、その者によって生計を維持されている一定の遺族に支給される。遺族厚生年金の額は、老齢厚生年金の報酬比例部分を計算した額の4分の3に相当する額である。

2) 適切

厚生年金保険の被保険者が死亡したときなどの短期要件に該当する場合、被保険者期間の月数が300月に満たないときは、300月として計算する。

3) 不適切

夫の死亡当時40歳以上65歳未満の子のない妻、もしくは子のある妻の場合、妻が40歳以上65歳未満で遺族基礎年金を受給できない期間に、中高齢寡婦加算が加算される。

《問3》 3

1) 適切

なお、介護保険の保険給付を受ける認定の基準には、要介護1～5および要支援1・2の7段階がある。

2) 適切

16種類の特定疾病に該当した場合に限られるため、交通事故や労災事故による要介護状態などは、給付対象とならない。

3) 不適切

一定額以上の所得金額を有する介護保険の第1号被保険者は、自己負担割合が2割または3割となる。第2号被保険者の自己負担割合は、原則1割である。

【第2問】

《問4》 2

- 1) 適切

$$P E R \text{ (株価収益率)} = \frac{\text{株価}}{1 \text{ 株当たり純利益}}$$

$$X \text{ 社の } P E R = \frac{4,200 \text{ 円}}{300 \text{ 億円} \div 8,000 \text{ 万株}} = 11.20 \text{ 倍}$$

- 2) 不適切

一般に、P B Rが高いほうが株価は割高、低いほうが株価は割安と判断される。

$$P B R \text{ (株価純資産倍率)} = \frac{\text{株価}}{1 \text{ 株当たり純資産}}$$

$$X \text{ 社の } P B R = \frac{4,200 \text{ 円}}{2,400 \text{ 億円} \div 8,000 \text{ 万株}} = 1.40 \text{ 倍}$$

- 3) 適切

《問5》 2

- 1) 不適切

「東証株価指数（T O P I X）」は、東京証券取引所市場第一部に上場する内国普通株式全銘柄の株価を対象として算出される時価総額加重型の株価指数である。また、時価総額の大きい銘柄（大型株）の値動きの影響を受けやすい。

- 2) 適切

運用管理費用（信託報酬）は、販売会社・委託者・受託者それぞれの業務に対する報酬で、運用成績に関係なく毎日計算され、信託財産から日々控除される。

- 3) 不適切

つみたてN I S Aの対象となる投資信託は、「信託期間が無期限または20年以上」「毎月分配型以外」「購入時や解約時等の手数料が無料」「運用管理費用（信託報酬）が所定の料率以下」などの一定の要件を満たす公募株式投資信託で、アクティブ運用の投資信託については、さらに純資産額や運用年数などの要件を満たすものとされている。よって、つみたてN I S Aの対象となる投資信託は、インデックス型の投資信託に限定されない。

《問6》 3

- 1) 適切

つみたてN I S Aの投資対象は、一定の公募株式投資信託およびE T Fであり、上場株式やJ - R E I Tは対象とならない。

- 2) 適切

なお、非課税投資枠の未使用分を翌年以後に繰り越すことはできない。

- 3) 不適切

一般N I S AとつみたてN I S Aは、暦年ごとの選択適用となっている。

【第3問】

《問7》 1

給与所得および一時所得は総合課税の対象となるため、Aさんの2019年分の総所得金額は以下のように計算する。なお、総所得金額に算入される一時所得の金額は、一時所得の金額の2分の1である。

給与所得の金額：給与収入－給与所得控除額
＝800万円－（800万円×10%＋120万円）＝600万円
一時所得の金額：総収入金額－支出金額－特別控除額（50万円）
＝330万円－300万円－50万円＝0円
総所得金額：600万円

《問8》 1

- i) Aさんが拠出した確定拠出年金の個人型年金の掛金は、その全額が(① 小規模企業共済等掛金控除)の対象となり、総所得金額から控除することができる。
- ii) Aさんが適用を受けることができる配偶者控除の控除額は、(② 38万円)である。
- iii) Aさんが適用を受けることができる扶養控除の控除額は、(③ 38万円)である。

<解説>

Aさんの合計所得金額は《問7》より900万円以下、妻Bさんは一般の控除対象配偶者に該当するため、配偶者控除の控除額は38万円である。また、長女Cさんは控除対象扶養親族に該当するため、扶養控除の控除額は38万円となる。なお、控除対象扶養親族とは、扶養親族のうち、その年の12月31日現在の年齢が16歳以上の者をいう。

《問9》 1

1) 適切

ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用すると、寄付先が5自治体までであれば、所得税の確定申告をせずに寄附金控除の適用を受けることができる。Aさんは8つの自治体に寄附を行っているため、ふるさと納税に係る寄附金控除の適用を受けるためには、所得税の確定申告が必要である。

2) 不適切

養老保険の満期保険金に係る保険差益は、一時所得として総合課税の対象となる。また、《問7》より、一時所得の金額は発生しないため、満期保険金に係る保険差益について、所得税の確定申告は不要である。

3) 不適切

所得税の確定申告書は、提出時の住所地を所轄する税務署長に提出する。

【第4問】

《問10》 2

建築物の建築面積の上限は、建蔽率を用いて求める。防火地域内に耐火建築物を建築する場合、建蔽率は10%緩和されるが、《設例》の甲土地のように建蔽率80%の地域内で、かつ、防火地域内に耐火建築物を建築する場合は、建蔽率の適用除外（建蔽率100%）となる。

また、建築物の延べ面積の上限は、前面道路の幅員が12m未満の場合、「指定容積率」と「前面道路の幅員×法定乗数」のいずれか小さい数値を敷地面積に乗じて求める。

建蔽率の上限となる建築面積＝敷地面積×建蔽率＝ $400\text{m}^2 \times 100\% = 400\text{m}^2$

容積率の上限となる延べ面積＝敷地面積×容積率＝ $400\text{m}^2 \times 400\%^{\ast} = 1,600\text{m}^2$

※ $8\text{m} \times 6/10 = 48/10 \cdots 480\% > 400\%$ （指定容積率） ∴ 400%

《問11》 2

1) 適切

なお、「被相続人の居住用財産（空き家）に係る譲渡所得の特別控除の特例」は、「相続財産を譲渡した場合の取得費加算の特例」と重複して適用を受けることができない。

2) 不適切

「被相続人の居住用財産（空き家）に係る譲渡所得の特別控除の特例」は、相続または遺贈により取得した被相続人居住用家屋およびその敷地を譲渡することが要件となっているが、「被相続人居住用家屋のみの譲渡」や「被相続人居住用家屋の全部取壊し後の敷地（更地）のみの譲渡」も含まれる。

3) 適切

なお、「被相続人の居住用財産（空き家）に係る譲渡所得の特別控除の特例」の適用を受けるためには、相続の開始があった日から3年目の年の12月31日までに当該譲渡を行わなければならない。

《問12》 3

1) 不適切

事業用定期借地権方式は、土地所有者（地主）が建物の所有を目的とする借地権者に土地を貸し付け、その借地権者が事業を行う手法であるため、土地所有者は建設資金を負担しない。

2) 不適切

定期借地権には、期間満了後の更新がない。ただし、存続期間30年以上50年未満の事業用定期借地権は、契約の更新がない旨を特約で定める必要がある。

3) 適切

【第5問】

《問13》 1

- i) 「Aさんが2019年分の所得税について確定申告書を提出しなければならない者に該当する場合、相続人は、原則として、相続の開始があったことを知った日の翌日から（① 4ヵ月）以内に準確定申告書を提出しなければなりません」
- ii) 「相続税の申告書の提出期限は、原則として、相続の開始があったことを知った日の翌日から（② 10ヵ月）以内です。なお、申告書の提出先は（③ 被相続人）の住所地の所轄税務署長になります」

《問14》 1

相続税の総額の計算過程においては、実際の遺産の分割割合とは無関係に、課税遺産総額を法定相続人が法定相続分に応じて仮に取得したものとして税額を算出する。

各法定相続人の法定相続分は、妻Bさんが $\frac{1}{2}$ 、長男Cさんが $\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{4}$ 、孫Gさんおよび孫Hさん（二男Dさんの代襲相続人）が $\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{8}$ となる。

- ・法定相続人の法定相続分に応じた各取得金額

妻Bさん $2 \text{ 億円} \times \frac{1}{2} = 1 \text{ 億円}$

長男Cさん $2 \text{ 億円} \times \frac{1}{4} = 5,000 \text{ 万円}$

孫Gさん $2 \text{ 億円} \times \frac{1}{8} = 2,500 \text{ 万円}$

孫Hさん $2 \text{ 億円} \times \frac{1}{8} = 2,500 \text{ 万円}$

- ・法定相続人の法定相続分に応じた税額（速算表で計算）

妻Bさん $1 \text{ 億円} \times 30\% - 700 \text{ 万円} = 2,300 \text{ 万円}$

長男Cさん $5,000 \text{ 万円} \times 20\% - 200 \text{ 万円} = 800 \text{ 万円}$

孫Gさん $2,500 \text{ 万円} \times 15\% - 50 \text{ 万円} = 325 \text{ 万円}$

孫Hさん $2,500 \text{ 万円} \times 15\% - 50 \text{ 万円} = 325 \text{ 万円}$

- ・相続税の総額

$2,300 \text{ 万円} + 800 \text{ 万円} + 325 \text{ 万円} + 325 \text{ 万円} = \underline{3,750 \text{ 万円}}$

《問15》 3

1) 不適切

自宅の敷地（特定居住用宅地）と賃貸マンションの敷地（貸付事業用宅地）について、「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」の適用を受ける場合、適用対象面積の調整が行われる。なお、特定居住用宅地と特定事業用宅地について、「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」の適用を受ける場合は、それぞれの適用対象の限度面積まで併用して適用を受けることができる。

「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」における限度面積と減額割合は以下のとおり。

宅地の区分		限度面積	減額割合
居住用	特定居住用宅地	330㎡	80%
事業用	特定事業用宅地	400㎡	80%
	特定同族会社事業用宅地		
貸付事業用宅地（貸付用不動産の宅地）		200㎡	50%

2) 不適切

被相続人の配偶者および1親等の血族（子・父母）以外の者が相続または遺贈により財産を取得した場合、その算出相続税額の2割相当の税額が加算される。ただし、子の代襲相続人（被相続人の孫）は、2割加算の対象外となる。本問において、孫Gさんは二男Dさんの代襲相続人であるため、2割加算されない。

3) 適切

なお、「配偶者に対する相続税額の軽減」の適用を受けるためには、確定申告が必要である。